

## 医療審議会の組織及び運営等に関する法令の規定

### (1) 医療法

- 第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### ※医療法の規定による調査審議事項

- 第4条 地域医療支援病院の承認について
- 第7条の2 公的医療機関に対し、病院等の開設許可を与えない場合。  
公的医療機関に対し、病床数を削減することを命ずる場合。
- 第29条 地域医療支援病院の承認の取り消し
- 第30条の4 医療計画の策定及び見直す場合
- 第30条の11 病院等の開設及び増床に関して勧告をする場合 等

→知事が、上記の承認等をするにあたり、審議会の意見を聴くものとされている。

#### ※都道府県の主な役割

医療提供体制の整備。医療計画を作成・推進し、地域医療の体系的な整備を行う。  
(医療法第1条の3、第6条の2、第7条、第30条の4 等)

### (2) 医療法施行令

- 第5条の16 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。
- 第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第5条の18 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 第5条の20 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。